

月刊 労運研レポート

No. 14

2015年8月10日号

- | | | |
|---------------------------------|------|-----|
| ・巻頭言「戦争法案・派遣法改悪法案, あくまで廃案をめざそう! | 千葉雄也 | 2P |
| 【第3回討論集会特集Ⅱ】 | | |
| ・連帯の挨拶ーコミュニティーユニオン全国ネット | 岡本哲文 | 4P |
| ・連帯の挨拶ー地区労全国連絡会運営委員会 | 小泉信三 | 6P |
| ・最賃闘争を低賃金労働者の組織化の武器へ | 野村 貴 | 7P |
| ・加西市公契約条例制定の取組み | 菊地憲之 | 10P |
| ・労働組合として公契約条例と最低賃金の闘いをどう取り組むか | 小畑精武 | 13P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

戦争法案・派遣法改悪法案, あくまで廃案をめざそう! たたかいはこれから!

千葉 雄也 (事務局次長)

安倍政権は第 189 国会に違法立法といえるきわめて重大な各法案を準備しました。生涯派遣を固定化する「労働者派遣法」改悪、一般労働者に拡大可能な「残業代ゼロ法案」など労働法制の大改悪、さらに国民を管理・監視し、盗聴社会を生み出す通信傍受法など刑事訴訟法の改悪と、悪法が目白押しです。とりわけ安全保障関連法は、憲法学者や元内閣法制局長官らからも憲法違反の立法と指摘・批判され、また圧倒的多くの世論が今国会での成立に異議を表わしていたにもかかわらず、安倍政権は 6 月 19 日に強行採決した派遣法改悪案に続き 7 月 15 日、衆院特別委で強行採決、翌 16 日には衆院本会議でも強行採決・可決を行うという暴挙を行いました。

今国会の会期を異例の 95 日間も延長し、衆院での再議決を視野に入れて突っ走ってきたその線上にあると言えばそれまでですが、異論をまったく受け入れず、自らの主張をただ国会での数の力をもって押し通すという強権的で傲慢な政治手法そのものに政治の劣化と民主主義の深刻な危機を感じます。しかし、わたしたちは、あきらめることなく、参議院であくまでも廃案にすることをめざして、さらに運動を強めることはいうまでもありません。国会の大幅な会期延長は、その分、反対運動の広がりをつくる条件となります。今回の暴挙が安倍政権はもとより、自民党、公明党にとっては致命的な誤りの選択だった、と後悔させるような状況を今からつくっていかねばならないでしょう。その意味で、たたかいは今からだ、たたかいはこれからだ、と言えます。

今からでも私たちの運動次第で、戦争法案を廃案にすることは可能だと考えています。潮目は明らかに変わりました。安倍政権は、「理解が広がらない」と自ら認めています、逆です。

「戦争への参戦は時の内閣に白紙委任される」と多くの国民が理解し始めています。安倍政権は国民大衆を急速に「敵」に回してしまった感があります。安倍政権に対する国民大衆の意識に、幻想から不信・反発、傍観から積極性・能動性へと変化の兆しが生まれていると感じます。この間の各種の世論調査でもそのことが端的に示されています。内閣支持率の急落が著しい。強行採決後、支持率はいちだんと低下の幅を大きくしています。暴挙への国民の怒りで支持率を、安倍政権が立ち行かなくなるほどまでに落とせるか否かが、これからの勝負となります。

安倍政権にとっては、今後の、とくに 8 月の政権運営の見通しは決して明るくありません。戦後 70 年の「首相談話」問題、川内原発の再稼働問題、辺野古新基地建設の埋め立て承認の取り消し問題などです。それらに関して安倍やお友達の中から不規則発言の一つでも飛び出せばさらに大きな批判を招くことになるかもしれない不安要素を抱えています。彼らの軽薄も多くの国民の知るところとなっています。安倍政権の中心軸は、民主主義をはるかにはみ出しているこのグループです。道徳権威も、政治手法としても脆弱性を秘めた、説得力もない国家主義者達です。政権に抵抗すべき、党外、党内の勢力が腰砕け状態であるために得られた国会の圧倒的多数、首相官邸の強権の背に膨らんだ風船の破裂は時間の問題でしょう。そのためには私たちは、「日本を轍争する国にするな」と、戦争法案反対の声をさらに広げていくことだと思えます。

今回の運動にはこの間にはなかったような、さらには今後展望を開くようないくつかの運動上の特徴が見られることに改めて注目しなければなりません。何よりも、憲法9条への危機感を土台にして運動が広がっています。共同も広がっています。その第1は、「戦争させない。9条壊すな！総がかり行動実行委員会」の立ち上げと運動の呼びかけの広がりです。3つの運動団体が結集して、党派・潮流を超えた行動をつくりだしてきました。そんな影響もあって、各県・各地区でも名前や形態こそ違え、党派を超えた共同の集会やデモが広がり始め報道が地方紙に掲載され始めています。第2は、各界・各層の運動への活発な参加です。例えば、さまざまな専門分野の学者でつくる「安全保障関連法案に反対する学者の会」は20日、「強行採決は国民の意思を踏みにじる立憲主義と民主主義の破壊だ」などとする1万1279人の共同声明を発表しました。第3は、若者や学生たちの運動です。SEALDsという学生組織などの運動は斬新で大きな影響力を発揮しつつあります。

こうした運動の盛り上がりを持続し、さらに大きく広げることで参議院での廃案をめざす運動は精一杯展開できます。当面の決着は9月下旬までの今国会での成り行きですが、それでも終わらないと構える必要があります。安倍・自公政権は倒さねばならない。猛暑のなかだが、政権を寒くさせるような運動の盛り上がりをつくりましょう。

共同通信の7/17、18の調査結果によると政党支持率は自民党が31・9%で前回から5・1ポイント下落。民主党は11・2%で1・1ポイントの微増。維新の党3・6%、公明党2・9%、共産党7・3%、次世代の党0・4%、社民党2・1%、生活の党0・7%。となっています。民主も維新もほとんど支持が増えていません。今なお、自民党が一強となっています。

そもそも12年末に発足した安倍政権に対して、国民大衆は自覚的な判断を下すことをためらったと思います。対抗勢力を探し出すことができなく、民主党政権の裏切りの残像を消し去ることができなかったからです。反動的諸政策は経済成長へのかすかな願望で覆い隠し、政治的逃避を図っていたのが多くの国民大衆だったのではないのでしょうか。また、マスコミもアベノミクス宣伝機関と化して国民大衆の政治的覚醒を妨げてきました。低投票率はその結果でしょう。私たちはこの先に「どんな社会をめざすのか」「そのために私たちは何をするのか」が問われています。

60年安保は結果として改訂を許しましたが、そのたたかいは岸政権を退陣に追い込み、その後の自民党政権に「軽武装・経済成長」路線を強制し、国民の生活の向上と民主主義に貢献しました。7月30日に審議入りする労働者派遣法改悪案の廃案もけっして不可能ではありません。改悪案は、年金情報漏えいや安保法案の強行採決によって、参議院審議が一月以上できませんでした。政府は、9月1日とした施行日を延期しなければならなく、審議中にかかわらず法案修正に追い込まれる事態に直面しています。私たちのガンバリがあれば、その後には必ず新たな光景が見ることができるようでしょう。もし強行採決によって成立を許したとしても、結果「死にたい状態での成立」となれば、今後の展開では事実上の廃案に等しいものにできます。

私たちは長きにわたり後退を余儀なくされてきました。しかし今、私たちは攻勢の機会を迎えていることを自覚し、組織的・人的関係を点検し、陣形をより強固に、広くするための諸活動を強めなければならないと思います。

集会への連帯ーコミュニティユニオン全国ネット 岡本哲文事務局長

こんにちは。コミュニティユニオン全国ネットワークで事務局長をしております、東京の下町ユニオンの岡本と申します。日ごろからみなさんの各地の闘い・ご活動に心から敬意と連帯の意を表したいと思います。冒頭の松本さんのお話にもありましたが、今労働運動が安部政権に対して、有効な力を発揮しきれていない、という状況の中で、どうやってもう一度力のある労働運動、社会を変革する力を発揮できるのか。そういった議論を真摯に重ねているということで、その意味でも連帯の意を表したいと思います。

コミュニティユニオン全国ネットワークは、総評が解散し、地区労が解散をし、連合が結成されていく中で、80年代、地区労が行ってきたパート110番、非正規雇用労働者への労働相談仲間作り、ユニオン運動、そういったものをどうやって残していくのか、引き継いでいくのか。そういう危機感の中で1989年に第1回の全国交流集会在青森県の弘前で開催されて以後、翌年の第2回を大分の全国交流集会で、交流集会を続けながら、全国のネットワークをつくろうということで発足した組織です。それ以降、毎年各地持ち回りで全国交流集会を行って、今年は27回目になるが、愛知県刈谷市、トヨタの企業城下町・おひぎ元でコミュニティユニオンの全国交流集会を開催するということになっています。

コミュニティユニオンの場合は、ここに集まっているみなさんの組織のような性格のものではありません。労働相談を柱としながら、それぞれが自立し各地で闘っているコミュニティユニオン。その連帯、協同の水平的な組織です。そういう意味では中央から各地にこの闘いをこの時期に取り組もう、というようなことをやって、全組織が一丸となって動くということは残念ながらできません。行動の呼びかけをし、この指とまれ、というような方式で参加できるところが行動に取り組んでいく。そういう組織なので、基本的には年にひとつでも運動課題を掲げて、全国的な取り組みを展開してもらおうという形で、行動をとっている組織です。

運動的には労働相談が柱なので、日常的な労働相談、組織化、必然的にそこから発生してくる争議。そういったものに対する情報交換や相互支援の連帯の向上、あるいは組織化や争議のノウハウの共有というようなことをやりながら、そこから出てくる労働行政、労基署、職安、労働局、あるいは労働委員会对策、そういったところが日常的な運動の柱の一つになっています。もう一つは、労働相談、個人の労使紛争というところの取り組みの中で、一人の問題はみんなの問題ということで取り組む中で、やはり一人ひとりの労働者が抱えている問題、職場の中で発生した問題の背景には社会的な問題があるということで、それを社会的問題として可視化させながら、社会的運動として広げていく、そういった機能・運動をやっているだろうと思います。

そういう中で、今、全国ネットワークは全国32都道府県で活動している75の団体が集まっています。個人の労働相談を含めて、やはり問題解決すると組合を辞めてしまう、そういう定着率の低さということがあります。75団体の中で平均的には二桁~400人位の組織が大半を占めています。大きくて500人、800人、1000人を超えるような組織もありますが、これは全国一般の組織であるとかそこから独立された組織であります。

そういうような中で課題として定着率をどうやって高めていくのか、一人ひとりの問題をきちんと取り組みながら、同時に組織拡大というものに結び付けていく。全国交流集会が始ってから、全体集会のほかに分科会を毎年設けていますが、組織運営の分科会ということで、加入した労働者の定着に向けての議論というのが、ほぼ毎年行われていて、大きな課題としてあります。

ユニオンの運動は比較的若い世代が取り組んできたものですが、コミュニティユニオンという名前が提唱されてから 30 年を超えて、全国交流集会、全国ネットワークもすでに四半世紀を迎えています。世代交代の問題がやはり出てきています。全国ネットワークとしては、世代交代を進める各ユニオンの取り組みをサポートしようということで、そういう取り組みもしているところです。

そういう中で、コミュニティユニオンが一人一人の労働相談を柱にしているということで、その時代時代のさまざまな先端的な問題に触れやすい、そういったところはあったと思います。そういった中でパートの問題、派遣の問題、偽装請負の問題、そういったさまざまな問題をコミュニティユニオンとしても取り組みをし、社会的運動を展開してきたのだらうと思っています。

そういうことでは、その力をもっといかに発揮していくのか、というところで社会的な発言力をいかに持っていくか。先ほどもありました安倍政権の雇用破壊、労働法制の全面的な改悪に対して歯止めをかける、そういった力をコミュニティユニオンの運動としてもどうやって持って行くのかが課題になると思います。

そういう中で、大きな課題として進めなければいけない問題として、各ユニオンが個別に地域で活動を頑張るというだけではなく、ネットワークとしては、労働相談の生きたネットワークというのがまだまだできていないと思います。コミュニティユニオンのネットワークでいうと 17 ある空白県からの相談も来ている。そういったところで、どこか相談を紹介できる労働組合はありますか、というユニオンからの問い合わせもよく来ます。そういう意味では、ここに集まられている労働相談に取り組まれている各団体の労働組合であるとか、あるいは労働安全衛生に取り組んでいる全国センター、あるいは外国人労働者、実習生問題での相談であれば移住労働者と連帯するネットワーク、女性のセクハラのような問題のような場合には女性のネットワーク。そういうようなさまざまな形でのネットワークと、全国ネットワークがよりネットワークを重ねていくことで、本当に生きた労働相談のネットワークを作っていくことが、大きな目的になります。

同時に、やはり各地域で具体的な取り組みを通じて、さまざまな闘っている労働組合の方たちとの共闘を積み重ねていくことが大事だと思います。一つ一つの労働相談をやっていけば争議が発生します。争議に対する支援、あるいは本討論集会の中での議論に出ていますけれども、差別を許さない非正規雇用労働者と正規雇用労働者の取組み、あるいは公務労働における、そこでの民間労働者との取組み、そういったさまざまなところを通じて、具体的な取り組みを各地域で積み上げていく中で、地域労働運動を広げ強めていくということが、大事なんじゃないかなと思っています。

そういった意味でコミュニティユニオンは微力ではありますがすけれども、ここに集まられている全国の方と、当たり前の労働運動を掲げて、当たり前の労働三権を行使する、そういった労働運動を進める方々と、地域で、具体的な行動の積み上げを通して、共闘を作っていく中で、地域で力強い闘いの陣形を作っていく。それを全国あらゆる場所に作っていく、そういうことを全国ネットとしても皆さんと連携し、あるいは私の前にご挨拶をされた、全国地区労交流集会に集まられている地区労の方たちとも繋がって行って、今の大きなところで安倍政権を打倒していけるような、本当に社会を変えていけるような労働運動をみなさんと一緒に体現できたらと思っています。今後ともよろしく願い致します。

こんにちは、ただ今紹介をいただきました、全国地区労交流会の運営委員会で東の代表委員をさせていただいております、山形県・田川地区平和センターで顧問をしています小泉信三でございます。

前に小泉純一郎という悪いのがいまして、その後今安倍晋三という悪いやつがでてきまして、両方併せるとコイズミシンゾウになりますが、私はそんな悪いやつではないと紹介をしています。

ご紹介にありましたように全国地区労交流会は、総評・県評・地区労が解体後、そのまま地区労として残った組織、山形県のように平和センターに移行した組織、連合に変わってもまともな地域運動をしようとしている組織などが集まり、地域の労働者や平和を守っていくということで全国地区労交流会を開いています。今日沖縄の福元さんがきていますが、沖縄でも開催させていただいており、今年は新潟県の長岡市で開催します。新潟ですので柏崎原発の視察も行い、全国の仲間と地域運動を盛り上げたいと思います。

本年4月に運営委員会があり、その時に今日の集会の呼びかけ人代表の一人である伊藤さんから今日の出席の要請があり、地区労交流会と一緒にやっている鳩川さんから「来い！」という命令がありまして、山形から大枚をはたいてやってきました。よろしくお願いします。

私も長い間、県の平和センターや地区の平和センターの運動をしてきました。その中で公務員の雇い止めの問題がありましたが、公務員は「任用」ということがあって、問題点があってもこれを闘って裁判になった場合悪い判例を出してしまうのではないかと危惧して中々踏み込めませんでした。

私を教員していましたが、教員も正式教員と臨時教員がいるわけで、ある年の採用で地元の山形大学数学科から教員が2人赴任し、片方は正式採用で赴任旅費が出、他方は常勤で1年の期限付けということで赴任旅費が出ない。常勤の方また次の学校に赴任するというので大変費用がかかるわけです。そういうことで何とかできないか思い取り組んでも、検討課題までは行っても突破口は開けないでいたというのが正直なところです。

この集会に参加するにあたり、伊藤さんから昨年の集会のレポートをいただき、大阪の混合組合で労働契約法 20 条の問題に取り組んでいることを知り、やはり私たちは腹をすえて闘っていかなければ切り開けないのだということで、読ませていただき正式教員と臨時教員の赴任旅費問題に対して非常に参考になりました。これからの運動に生かしていけたら非常にプラスになると思っています。

私は理科の教員で、全国の仲間と水俣や新潟、沖縄・福島など公害や問題のある現場から学ぼうと、理科の教員だけでなく一般の人も含めて運動をしています。その中で一番にあるのは「自然を丸ごと見なければいけない」ということです。自然はたていととよこいとがきれいに切れ目のない織物になっている。それを教える側がかつてに物価生地に分け、子どもたちに混乱を与えている。現場を知り、丸ごと把握することが大切なのです。

社会も当然たていととよこいともある。労働も同じだと思います。それを勝手に正規とか非正規とか、経済の都合で経営者が勝手に決めて、差別・分断をして利益をあげている。私たちはきちっとその差別を許さない運動が必要だと思っています。

今日の集会は、労働者派遣法の採決を認める方向で合意にしていくという、厳しい状況の中での開催ですが、この集会が地域でがんばっている労働者、地域で運動をしている人たちに元気を与えるものとなるように願っています。また、私たちは地域で単産の運動と地域の運動がたていととよこいとなっ

てがっちりかみ合って、一ついいものを作っていきたい、皆さんと連携をしていきたいと考えていますのでこれからもよろしくお願ひします。同時に今日の集会在成功裏に終わることを祈念し連帯の挨拶とさせていただきます。

最低賃金闘争を低賃金労働者の組織化の武器へ

野村 貴(きょうとユニオン洛南支部)

■ (1) 最低賃金の概要について

最低賃金の最大の問題は低額すぎることだ。14年度の最低賃金は780円(全国加重平均)。この780円では「労働者の生活の安定」という最賃法1条の中心的目的をはたすことはできない。780円の時給で社会保険、税金、家賃、水光熱費を払い、どのようにして生活の安定を実現できるのか。怒りを抑えることができない。

地方と都市の差が大きすぎることとも問題だ。最低賃金は各県別にAランクからDランクまで4ランクに分かれている。Aランクで一番高い東京で888円、最低のDランクで沖縄、鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎などが677円である。211円もの差がある。現状のランク制を区分する指標を使う限り、東京などの大都市と地方の最低賃金の差は広がる。最低賃金が地方と都市の格差を促進する役割の一部を果たすことになる。

最低賃金は地方審議会の答申をうけて地方労働局長が決定する。地方審議会の決定に大きな影響力をもつのは、中央審議会が発表する各ランクごとに引上額を提示する「目安」である。その「目安」に大きな影響をおよぼしたのは、2007年の最賃法改正による生活保護との逆転の解消、2010年の「できるだけ早期に全国最低800円を確保する」という政労使合意などの「時々の状況」、いわゆる政治的圧力である。

我々の最低賃金闘争の中心的要求は、時給1000円以上とせよ！全国一律最低賃金制度とせよ！である。

■ (2) 最低賃金の影響をうける労働者の増大

最低賃金の引き上げは多くの労働者に影響を与える。

北海道、東北、九州、沖縄などではパート労働者の賃金の最多階層は最低賃金のすぐ上の層であることが知られていた。最低賃金があがれば現行の賃金が下回る労働者の割合をしめす影響率は年々、増加している。13年度の影響率は、全国で7.4%、東京、大阪、千葉、愛知、神奈川で10.7%になっている(2015年経労委報告)。パート、アルバイトの募集時最多時給額は、神奈川が870円台(最低賃金は868円)、大阪では820円台(最低賃金は819円)であり、最低賃金がパート、アルバイト労働者の募集時時給に大きな影響をあたえている(アイデム・人と仕事研究所)。

Aランクで最低賃金が高い大都市ほど多くの人最低賃金引上げの影響をうけている。最低賃金があがれば賃金があがる労働者が多数、存在しているということだ。

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

最低賃金の影響を受ける労働者は「影響率」の範囲の労働者だけではない。

流通やライン労働の製造業などパート労働者を生産や業務の中心的戦力として多数、雇用している企業は、毎年、一定額は上がるランク制を採用しているところが多い。その最下層は最低賃金の影響を受けている。毎年ではなくとも数年に一回は最下層の時給をあげないと最低賃金に迫られ募集が困難になる。その結果、時給をあげざるをえなくなり、それは当然、最上層の一番高い時給にも影響する。

地域的には様々な業種、職種の間で時給相場が形成されている。下層の職種の賃金が最低賃金の影響であれば、上層の職種の時給もまた上がることが推測される。このように最低賃金は影響率外の労働者の賃金にも大きな影響を与えている。

最賃職種はビルメン、トラック運転手、コンビニ、タクシーなど地方によって職種の例外はあるが多く職種に広がっている。タクシーなどが最賃職種どころか最賃割れ職種になっている。地場の中小型のトラック運送もまた、長時間労働ゆえに最賃割れ職種になっている。1日、一万円などの口約束の日給換算で賃金が支払われているケースが多いが、長時間労働ゆえに最賃割れとなるケースが多い。「世帯主労働者」でありながら、高校生の娘や息子のアルバイト賃金より安いケースも稀ではない。

第1回の討論集会で郵政の仲間が報告したように、郵政の非正規労働者の賃金の平均は1040円、(地域最賃+20円)+加算給(基礎評価+資格給)である。最低賃金があがれば確実に賃金があがる仕組みである。

■ (3) 中小零細企業労働者の組織化にむけた大きな役割

中小零細企業の組織化に日本労働運動はほとんど成功していない。100人未満の企業での組織率は1%程度、83年でも2、6%であり、成功してこなかったどころか未経験であると言っても過言ではない。これらの労働者の多くは低賃金労働者でもある。ユニオンや合同労組は比較的多くこれらの労働者を、組織化している。その多くが1人組合員や少数派組合員なので、労働組合の中心的な闘いである賃金闘争を取組むことは困難である。結果として賃金闘争をはじめとする職場闘争が取り組めずやせ細っていく実態がある。

しかし最低賃金闘争は職場における署名活動など一人でも取り組める闘いでもある。職場だけではなく、パートやアルバイトなどで働く家族の賃金も上がるので、家族署名なども有効である。パートやアルバイトなどの低賃金労働者であればあるほど、最低賃金の影響をうけるので、最低賃金があがれば現行の賃金があがることを粘り強く訴え、職場における賃金闘争創出の契機、その前進による組織化拡大の手段にしていく必要がある。地域の仲間との署名、集会、デモその他で地方最賃を引き上げ、その圧力で会社と交渉し賃金引き上げを目指しながら職場の仲間を拡大するサイクルを確立したいと考える。

同時に、最低賃金闘争は最初から個別企業内の闘いではなく、各県別の労働者の連帯した闘い、中央審議会に対する目安引上げの要求や全国一律最賃制度の要求など最初から全国的な闘いである。企業を超えた団結をめざす地域ユニオンや合同労組にとって組合員の団結形成にとって有効な闘いである。

■（４）最賃闘争で労働者がはたすべき社会的役割

第１に、全国一律最賃制度を実現し最低賃金を引き上げ、東日本大震災で復興に取り組む人々を支援していく必要がある。

除染労働者の危険手当のピンハネ問題以降、除染労働者の賃金は１６００円が相場化している。内訳は危険手当・１万円＋日給・６０００円（福島用最賃６８９円×８時間＝５５１２円）である。日給が最低賃金をクリアしているから労基署は容認している。

東北の被災３県の最低賃金は、岩手が６７８円、福島は６８９円でＤランク、宮城だけがＣランクで７１０円である。家を失い田畑を失った被災者には多額の資金が必要である。正規、非正規労働者を問わず十分な雇用保障と生活再建が可能な賃金が必要であるが、現行の最低賃金水準は低賃金を強制することにしかない。３県の最低賃金引き上げは現行制度では不可能であり、全国一律最低賃金制度実現による大幅引き上げしかない。

第２に、最低賃金を引き上げ生活保護切り下げ圧力と闘う必要がある。

近年の最低賃金引き上げの原動力は生活保護費が最低賃金より高いという逆転現象の解消であった。生活保護は朝日訴訟をはじめ当事者が自らの生存をかけた闘いの中で現在の水準を実現してきた。最低賃金は生活保護と並ぶセーフティーネットの両輪である。働く労働者の最低の賃金である最低賃金の引き上げによって生活保護基準を引き上げるとというのが本来の姿である。これまで労働運動はそのような役割を十分に果たせなかった。

今、生活保護バッシングなどで生活保護基準が引き下げられている。生活保護基準を目安にして利用条件を設定している教育・福祉・介護施策が利用しにくくなる困窮者が増大するという深刻な問題を生じさせる。労働運動の矜持にかけて最低賃金を引き上げ、生活保護切り下げと闘い、労働運動の社会的責任を果たさなければならない。

今年の最低賃金引き上げの目安が、全国加重平均で１８円とされた。政府と経団連、連合は、「できる限り早期に全国最低 800 円、2020 年までに平均 1000 円」という目標に合意している。欧州では全国一律で 1000 円～1400 円が当たり前だ。米国ではファーストフード労働者の賃上げ運動が全米約 230 都市に広がり、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、シアトルで最賃時給 15 ドル(約 1850 円)への引き上げを決めていると報道されている

時給 1000 円だとしても、一日 8 時間のフルタイムで年間 2000 時間だとしても年間収入は 200 万円にしかない。労働組合のめざす社会が、当面とはいえ、ワーキングプア社会であっていいはずがない。

私たちは『階級的労働運動』をよく口にはしたが、均等待遇なき非正規労働者の存在を労働者の半数に迫るまで許してきた。階級連帯なき労働運動が後退し、社会的影響力を失うことは自明であるだろう。欧州や米、韓国でも労働者の組織率は日本と変わりはないどころか、低いところもある。しかし、社会的影響力は日本の比ではない。

公務労働組合と民間中小労組、非正規労働者と正規労働者の連帯のキーワードは、最賃全国運動の本格化・可視化であると思う。今後の労運研の議論もその方向で深められたらと思う。 事務局 C

加西市公契約条例制定の取り組み

菊地憲之(兵庫自治体労働運動研究会)

1. 加西市長選挙と問題意識

(1) 臨時職員の転籍、市長選挙から公契約条例づくり

加西市での公契約条例制定は、11年5月の加西市長選挙のマニフェストに始まり、15年3月市議会での成立まで足かけ5年間の取り組みを要した。10年6月に当時の中川市長は、コンパクトシティづくりに向けて臨時職員250人を派遣会社に転籍させると発表、直ぐに加西市臨職ユニオンが約90人で結成され、転籍反対のたたかいが展開された。これが契機になり、当時の国保課長である西村和乎さん(元加西市職委員長)が11年5月の市長選挙に出馬を決意、西村予定候補を支える同僚、組合関係者など同志20人で市長選マニフェストを同年4月に策定した。このマニフェストには公契約条例の必要性和検討委員会の設置を明記した。11年5月22日の市長選挙の結果は、新人の西村候補16,475票、現職の中川候補10,909票の大差をつけ、西村市長の誕生により臨時職員の派遣会社への転籍も当然のこととして取り止めとなった。

(2) 公契約条例という自治労構想案

2000年代には、小泉構造改革による自治体業務の外部委託手法が、請負、地独法、指定管理者制度、官民競争入札など拡大していくなかで、財政難による委託費削減の進展により委託労働者の処遇悪化が官製ワーキングプアという問題としてクローズアップされてきた。自治労は、パンフ「自治体公契約条で公正労働基準の確立を」を発行し、公契約条例制定を06春闘の最重要な課題とした。06年以降は連合や自治労など各級機関の春闘や大会の方針で「公契約条例の制定」が重要課題として取り上げられ、文字面やあいさつでは「公契約条例」が出てくるが、具体的な運動には結びつかないままであった。

(3) 原動力は派遣労働者の入札をめぐる闘争

公契約条例の構想を具体的な条例制定に転化させていく原動力(エンジン)は、武庫川ユニオンの派遣労働者の「人間を入札するな」という入札をめぐる闘いであった。これを示したのが、08年3月3日から無期限ストライキに突入した市役所分会の派遣労働者5人のたたかいと全国的な支援であった。この派遣労働者の闘いが、08年12月の尼崎市議会への公契約条例の議員提案と結実したが、09年5月には2票の僅差で否決された。そして、09年9月に千葉県野田市で全国初の公契約条例が制定された。

2. 連絡会議づくりによる学習と行動

(1) 2011年市長選のマニフェスト

11年5月の市長選公契約条例マニフェストには、「活力あふ地域を創造し、ヒト、モノ、カネが循環するシステムをつくるために、加西市内の業者が自治体の仕事を請け負えるようにする必要があります。請負企業が元気になり、そこで働く人たちの労働条件を良くするためには、価格のみを重視する入札制度を改革していく必要があります」と明記された。

具体的には①総合評価方式制度の拡充など入札改革の推進、②入札改革・公契約条例づくり検討委員会の設置、③市民のための公契約づくり、とした。

(2) 公契約条例づくり連絡会議を立ち上げ

12年5月23日に結成準備会により「加西市を豊にする公契約条例づくり連絡会議」の結成集会が、約90人の労働者・市民の参加により行われた。強調されたのは兵庫県内で初の公契約条例制定へ一歩を踏み出すことである。記念講演「公契約条例入門ー地域が幸せになる新しい公共のルール」では元自治労オルガナイザーの小畑精武さんが、ILO94号条約の意義、委託労働者の処遇悪化、公契約の役割と必要性について訴えた。

確認された活動方針は、①公契約条例実現を求める署名活動、②入札制度の現状と問題点の把握、③官製ワーキングプアの実態把握と連絡会議活動への参加、④公契約条例の制度設計の検討、⑤労働者・市民への周知・啓蒙、⑥加西市長への制定要請などとした。

連絡会議に結集した労組・団体は、連城北播、加西市職、加西事務嘱託労組、加西幼・保労組、加西調・校労組、加西臨職ユニオン、兵庫土建加西支部、部落解放加西市民共闘会議(ほぼ市議)、小野市職、県職労東播支部、自治労播磨ブロック、自治労県本部、オブザーバーの加西商工会議所となった。連絡会議役員体制は、議長が連城北播の山本さん、事務局長が加西市職の藤原さんなど17人の幹事で構成された。

(3) 公契約条例の学習と取り組みの困難さ

連絡会議は、12年6月から総選挙のあった12月を除いて13年年1月まで毎月1回の役員会を開催し、公契約条例に関する学習と活動方針の具体化を図っていった。6月に加西市入札制度、7月に公契約条例の内容と課題、9月に必要生計費算出報告、10月兵庫建設連合の公契約法、11月多摩市公契約条例と審議会の役割など多くの学習を行なった。学習にもとづく具体的な取り組みでは2つの問題があった。

ひとつは、公契約条例づくりの主体であるはずの委託労働者の実態や気持ちを把握できていないことや委託労働者がこの運動に参加していない弱さである。水道と病院の委託業者の仲間に呼びかけチラシを手渡し、ソラストという病院委託業者から2人の仲間が交流会に参加してくれた。

もうひとつは、公契約条例の市民への宣伝活動や署名活動の取り組みをどう進めるかの問題である。7月の役員会ではある議員から「大阪では橋下による公務員バッシングが強まっているが、公契約条例という名前から公務員厚遇の取り組みと誤解されるのではないか。自治体と関係のない民間労働者の処遇改善に直結しないものである。これで市民的共感が得られるであろうか」という問題提起が行われた。この問題提起は、正面から何回も議論したことで公契約条例の内容理解につながり、「公契約条例」という名称だけから内容が理解できない条例をどのように市民宣伝するかということでもあった。

議論の結果、市民啓発ビラは「ワーキングプアをなくそう」をキャッチコピーとした。改善される対象は公共工事を担う労働者、公共サービスを担う委託労働者、そして臨時職員であることなどと明記した。なぜ必要かについては、水道職場の委託労働者の現実、兵庫土建の組合員の現状、加西市臨時職員の声など具体的事実を掲載した。市民啓発ビラについては、12年11月に加西市中心街である北条地区に30人の仲間で約5000枚を各戸にポスティングした。

(4) 署名 3686人の署名を市長に提出

署名活動については11～12月の2か月間取り組んだ。各労組・団体での署名活動の結果、3686人の署名を集約し、連絡会議4役により加西市の西村市長には2013年1月29日に提出した。集約された署名数については市民的な広がりへの困難さを物語っています。署名の要請事項は、①加西市は最低賃金保障額や継続雇用の努力義務など労働条項を明記した公契約条例を制定すること、②加

西市は公契約条例制定検討委員会を設置するとともに同委員会には労働団体、経済団体、業界団体の代表を委員として選定することの2項目とした。

3. 三木市に続き加西市公契約条例が3月議会で成立

(1) 条例策定審議会と条例の概要

13年1月の署名提出後、加西市では13年7月から14年7月までの間に部長級の委員で構成する庁内検討委員会が6回ほど開催され、14年10月から加西市公契約条例策定審議会が開催された。

委員構成は、兵庫県弁護士会より1人、商工会議所より2人、連合北播地協と兵庫県土建組合加西支部から2人の計5人であった。14年10月から15年1月まで5回の審議会が開催された。審議会では、同条例の目玉としては労務報酬下限額を定めることが明言された。官製ワーキングプアをなくし、地域でヒト、モノ、カネが循環し、地域経済を活性化するという目的が示された。

公契約条例案が審議された3月市議会では、財政への影響額、労務報酬下限額の算定方法、労務賃金支払い確認の方法、元受から下請け、孫請けまでの確認、勤労条件の法定との関係、市や受注業者の業務量の増加、対象工事の範囲拡大などで意見が出された。3月25日に賛成13人、反対1人により条例は可決した。

条例の概要は次の通りである。受注者の責務として、加西市に事業所を有する関係者の使用、労働者雇用の継続性の確保などを努力義務とした。適用範囲は、5千万円以上の工事・製造の請負、1千万円以上の業務委託契約と指定管理者などとする。労務報酬下限額については、工事・製造の請負の場合は公共工事設計労務単価(兵庫県基準額)を勘案、業務委託契約などの場合は加西市高卒初任給を勘案して市長が定める額とする。労務報酬下限額は、具体的には加西市公契約審議会で決定されるが、前者は労務単価×90%、後者は高卒初任給の時間単価834円となる見通しである。同条例は15年9月以後に締結する公契約から適用する。

(3) 三木市、加東市や臨時職員賃金改善にも波及

12年5月から連絡会議の取り組みを続けてきたが、その間に近隣では三木市が14年3月議会で条例を制定した。そして加東市でも15年6月議会で条例化された。加西市公契約連絡会議の取り組みや12年12月に取り組んだ連合北播地協の近隣5市1町への公契約条例制定の申入れ行動が、少なからず近隣自治体に影響を及ぼしていることは明らかである。また、加西市では2015年度から臨時職員の時給835円が860円と25円引き上げられた。臨時職員の時間単価は、直接この条例に関係はないものの、市の臨時職員の賃金が公契約条例で示される労務報酬下限額を下回る恐れがあるために時間単価の改定があったものと思われる。

連絡会議の今後の取り組み課題は、次のようなことが想定される。ひとつは、加西公契約条例の取り組みの成果と課題をまとめることであり、加西市公契約条例の運用状況を注視するとともに意見反映を図っていくことである。もうひとつは、すでに北播磨の市町への広がりが見られるが、兵庫県パート・ユニオンネットワークが、今秋から公契約条例制定の自治体要請行動やキャンペーンを展開する。さらに連合兵庫、自治労兵庫県本部、兵庫建設連合などにより公契約条例を県内自治体に広げるリーダーシップを発揮した運動組織の立上げを要請したい。自治体労働者が、維新の党などにより強められる公務員バッシングを乗り越えるためには、公務員を批判する市民(労働者)との共同の取り組みとして公共サービスを拡充するたたかいを担うことが必要であると考えられる。

労働組合として公契約条例と最低賃金の闘いに取り組むべきか

小畑精武（江戸川ユニオン委員長）

民間委託化と官製ワーキングプア

公契約条例について発言します。江戸川でユニオンを作り、その後自治労へ、定年後江戸川にもどって今は委員長をやっています。公契約条例と最賃についてお話をさせて頂きたいと思います。1月にこの研究会に呼ばれて公契約条例を報告した責任もあり、参加しました。

昨日兵庫の菊池さんから報告があったと思うのですが、兵庫県加西市で今年になって条例が制定され、さらに千葉の我孫子市でも制定されました。最初の野田市が2009年ですから、そろそろ5～6年たっています。賃金、労働条項が明確な条例から、基本的な理念をうたった条例まで色々なパターンがありますが、全国的には25ほどの公契約条例ができてきています。

公契約条例の背景については、やはり賃金、特に委託労働者の賃金がひどく下がっている、日常的にはあまり付き合いがないけれど、建設関係の労働者の賃金が非常に下がってきたことがあります。その中で建設についていえば、後継者が育たないという声が市長の耳に入るわけです。私がこの運動に入ったのは自治労のオルグとして民間委託の労働者、組合員に接すると非常に賃金が低いわけですね。今も話があったワーキングプアすれすれ。自治体の中には臨時非常勤の問題があり、外においては委託労働者の問題があります。委託会社と交渉してもなかなか賃金が上がらないし、入札で会社が負けてしまうと解雇されてしまうというジレンマがありました。

「市民のために働く人が貧困であってはならない」

そこで気が付いたのが公契約条例です。それをテコになんとか改善できないかと。もともとはILO94号条約に“公契約における労働条項”があり、公契約の下の賃金・労働条件はその地域の関係する労働協約にある賃金・労働条件を下回ってはならないというものです。それを批准して法律にすることを追求してきましたが、できなかった。その時に、たまたまアメリカで自治体の委託の下で働く人に生活できる賃金をというリビングウェッジ条例運動に接しました。現在は地域での最低賃金条例をつくる闘争に発展しています。

リビングウェッジ条例は公契約と同じように自治体が委託契約を結ぶ、補助金を出すそういうところの労働者が貧困であってはならない、「市民のために働く人が貧困であってはならない」という理念に立っています。アメリカでは80年も前のルーズベルト大統領の時代からいわれています。アメリカの人に聞くと最低賃金を上げたいけれども連邦議会の中で共和党が圧倒的に力を持っていて、政治的に最低賃金は決まってくるので、オバマはやろうとしているが共和党が文句を言っているから、なかなかできない。議会で通らないとアメリカの連邦最賃は上がらないという状況がある中で自分たちの手の届くところから、つまり地域の運動の中で自治体条例を作って、それによって少しでもワーキングプアの問題を抜け出していくという運動が90年代から展開され、ニューヨーク、ロサンゼルスなど約140の主な自治体で制定されました。私たちもそれに学びながら公契約条例というところに目をつけたのです。

尼崎市が好スタートをきるかなと思ったのですが、たった1票差で否決されてしまうということがありました。ちょっと絶望していた時に、同じ2009年9月に千葉県野田市が公契約条例を全会

派一致で制定したのです。これは市長のイニシアチブが非常に強いけれども、全会派一致です。新社会、民主党や共産党あるいは自民党を含めて全会派一致で条例化されたわけですから、そこを突破口になんとかできないかなと思っていたら、政令市の川崎市が続いて制定しました。

公契約条例と最低賃金

アメリカのリビングウエイジ条例に規定される最低賃金は、政府の生活保護基準になる貧困ラインで 12 ドルほどです。アメリカの連邦最賃 7.25 ドル（870 円）を大きく上回っています。日本の場合、最低賃金額を明確にしているのはまだ 17 自治体です。他は基本条例を作っているけれど最賃の金額を示していないということがあります。

そういう中で公契約条例の問題としては、最低賃金と比べ金額的にどうかな、という課題があります。例えば野田市では制定した 2009 年ですけれど 829 円、その時千葉の法定地域最低賃金が 728 円ですから法定の最低賃金よりも 101 円高かったわけです。それから最近では東京の千代田区では時間給 938 円で、これは東京の最賃 888 円に対して 50 円高い数字になっているわけです。この金額は、庁舎の清掃であるとか学校給食の委託労働者であるとか、あるいは最近では指定管理の仕事に適用されます。

問題はこの金額が何を根拠にしているかです。野田市の場合を見ますと 829 円で 101 円高いわけですけれど、その根拠は何かと言うと野田市が採用する現業労働者高卒初任給の賃金です。役所の現業労働者の初任給賃金が時間給に直すと 829 円になるということでありまして。それに対して後に残念ながら否決されてしまう札幌では「役所だけが高いではないか」とビル管理や建設業界によるキャンペーンがはられ、業者側の意見、宣伝に対してなかなか突破できない中、1 票差で否決されてしまうということもありました。

職種別賃金の導入

公契約最賃の水準としての高卒初任給（現業）という考え方は、2013 年 12 月に制定され九州で最初の直方市や三木市、加西市にも取り入れられています。出発点で公務員も民間労働者も同じ水準にあることは評価できます。しかし、年功賃金でない民間委託労働者はいつまでもこの低い水準であれば家族生活ができません。

さらに野田市は、電話交換手の場合には時間額 1000 円になっています。一方では公契約最賃が少し上がって 829 円でありながら電話交換では 1000 円になっている。これは何故かと言うと、828 円でやってしまったら、これまでの電話交換手の賃金よりもさらに下がってしまう。それによって野田市は入札の時に会社が代わって賃金が下がって、そして新しい人が入ったら全然電話番号を知らず大混乱になってしまった。従って 829 円ではだめだということで 1000 円に戻っているわけです。ほかの職種でも野田市は現行賃金を下げないように、競争入札では現行単価を下げるのが目的なのだが下げないようにということで施設保守点検（1550 円）、給食配送員（935 円）、駐車場・警備（1120 円）などで職種別賃金の考え方を取り入れています。

それから、生活保護費を基準にする川崎市などの考え方もあります。生活保護費を基準にしているわけですが、これも話がありましたように生計費に対して最賃が低いということが問題になり、2007 年の最賃の改正で、「生活保護費を下回らない」ということになってきたわけです。生活保護費そのものを下げようという最近の安倍政権の姿勢があり、生活保護費は公契約最賃の基準になら

なくなっています。相模原市では生活保護費を基準にしていたのですが、生活保護費をはずして神奈川県法定地域最賃（887円）を基準とし時間額909円にしています。

必要な人件費積算基準と労使交渉

もう一つは業務委託でない場合、つまり建設関係についての公契約最低報酬額（一人親方を含む）は国の公共工事などを設計する場合に「設計労務単価」というものがあって、その0.9が一般ということになっています。残念ながら業務委託の場合にはそういう人件費の基準といったものを国が示していない、自治体が調査していないなど問題があり、そこをどうするかが私たち自身の課題になっています。公契約条例がなくても熊本市では指定管理者の人件費基準を、帯広市でも業務委託の人件費積算基準を示しています。公契約条例においても「適正な積算基準に基づく予定価格」を国分寺市、京都市（パブコメ）などでは明記しています。

自治体労働組合、委託労組、さらに地域の労組はこうした地域基準づくりにきちっとかんでそこで交渉によって決めていくことが必要です。その交渉により労働協約ができれば、それを公契約に反映させていくというのが本来ILO94号条約の趣旨でありますから、労働組合の出番というのはそういうところにあると思っています。労働組合としては、尼崎に続き兵庫の加西市の地域で労組、市民が実行委員会をつくって取り組んできました。連合の場合は公契約条例制定を自治体に要求し、首長と地域の連合が選挙協定を結んで首長が公約として先頭に立ってやるというケースが多いのです。やはり地域の問題として、私たちの運動として取り組んでいかないと、公契約条例の中身を改善することができないのではないかと。高知市は、最初は基本条例型といって最低賃金額を示せなかったのですが、今年の改正で金額を示す労働条項を組み入れ、公契約条例をさらに地域の中で改善したということがあります。

地域運動として公契約条例と最賃運動を

いずれにしても労働組合の運動に託されているのであります。同時に地域の市民との協力も不可欠です。アメリカでは地域ぐるみでのリビングウェイジ条例から、さらに地域全体に影響をもたらす地域最賃運動が広がって、すでにシアトルで15ドル、サンフランシスコ、ロサンゼルスでもつい先日15ドルを定める条例が実現しています。世界の流れは最低賃金が15ドル、日本円で1500円くらいになってきています。日本では平均780円、半分です。もっとも高い東京が888円、もっとも低い県（鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄）では677円ということですから、生活ができる最低賃金の運動に労働組合の力が地域からの底上げの闘いとしてもっと必要だということ、公契約条例と最賃運動を地域運動と結びつけることを申し上げて、中途半端ですが報告に代えたいと思います。

労運研 2015 年秋季合宿予定

日 時	10月12日(月)13時~13日(火)正午
場 所	神奈川県箱根湯本
費 用	13000円(予定)
内 容	①通常国会終了後の政治情勢 ②安保法制、労働法制の浮く絵とたたかい方 ③最賃闘争の課題 ④非正規労働者のためのユニオンキャンペーン